

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会		
代表者	小原秀雄	担当者	鈴木希理恵
所在地	〒 105-0012 東京都港区芝大門 1 - 11 - 2 三條マンション 202 TEL: 03 - 5425 - 6323 FAX: 03 - 5425 - 6323 E-mail: info@jwcs.org		
設立の経緯 / 沿革	<p>1980 年代終わりごろ「環境」がブームになる一方で、新しい概念や科学技術が野生生物の保全を阻害する方向に使われるようになってきた。これに対し、動物学・人間学の研究者として野生生物の真の保全を実現させる、実践の基礎となる理論を打ち立てる必要があると考え、各分野の研究者に参加を呼びかけて当研究会を発足させた。</p> <p>1990 定期的に理論研究会を開催。</p> <p>1993 生物多様性をテーマにシンポジウムを開催。</p> <p>1994 ワシントン条約第 9 回締約国会議に初参加。会報 1 号発行。</p> <p>1995 一般に会員を募集。</p> <p>2001 NPO 法人になる。保全教育研究会発足。</p> <p>2002 講座「ワイルドライフ カレッジ」開講。</p> <p>2009 事務所を虎ノ門から芝大門に移転。</p>		
団体の目的 / 事業概要	<p>野生生物と人間が共存する世界の実現を目指し、保全の理論に基づいた活動を実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理論研究会、保全教育研究会での研究活動 ・ 調査提言活動 ・ 普及啓発活動 ・ 国際会議参加 IUCN、SSN など国際 N G O 団体に加入 		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	<p>< 理論研究会 > 『野生生物保全事典 - 野生生物保全の基礎理論と項目』 緑風出版 2008 年発行</p> <p>< 保全教育研究会 > 『野生生物保全教育入門』 少年写真新聞社 2006 年発行</p> <p>< 調査提言 > 報告書『外国産野生動物ペットをめぐる諸問題と野生生物の保全』発行 2010 年 (平成 21 年度地球環境基金助成事業)</p> <p>< 教育普及 > 生物多様性条約 COP10 の交流フェアにブース出展 インターネットを通じた情報発信 (一部 平成 21 ・ 22 年度地球環境基金助成事業)</p> <p>< 国際会議 > ワシントン条約締約国会議に NGO として参加 生物多様性条約 COP10 に NGO として参加</p>		
ホームページ	http://www.jwcs.org		
設立年月	1990 年 4 月	* 認証年月日 (法人団体のみ) 2001 年 3 月 1 日	
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費/ 売上高 (H21)	8,416,708 円
組 織	<p>スタッフ / 職員数 2 名 (内 専従 0 名)</p> <p>個人会員 198 名 法人会員 1 名 その他会員 (賛助会員等) 寄付者のべ 145 名</p>		

政策の分野

- ・自然環境の保全
- ・社会経済のグリーン化

政策の手段

- ・法律及び国際条約の制定・改定または司法的解決
- ・予算。資金措置
- ・情報管理・情報の開示と提供

団体名：特定非営利活動法人
野生生物保全論研究会（JWCS）
担当者名：鈴木希理恵

キーワード	生物多様性	消費者教育	環境教育		
-------	-------	-------	------	--	--

政策の目的

経済活動による生物多様性の損失を止めるには、最終的な利用者である消費者の行動は重要である。そのため消費者に生物多様性の保全に向けた消費行動に転換する政策が必要と考える。

背景および現状の問題点

生物多様性を損なう消費行動は、そのような結果をもたらすとは意識せずにとられている。そこで消費行動を変えるための手段を5つに分類した。

1. 販売規制
2. 生物多様性を配慮している商品であるマーク（森林認証など）を普及させる
3. 生物多様性への悪影響を表示するマークを普及させる（タバコの健康への害のように）
4. 消費者教育・環境教育をすすめる
5. 代替品の開発と普及

この5つの手段のうちどれを支持するかをアンケート調査した。対象者は名古屋COP10において開催された生物多様性交流フェアの来場者200人（日本人）、当会ホームページを使ってのネットアンケート44人、環境系の授業を受講している大学生37人である。

その結果、3つの対象者に共通して一番支持された手段は「消費者教育・環境教育」であった。二番目は交流フェア来場者では「販売規制」、ホームページと大学生では「代替品の開発・普及」であった。つまり

生物多様性の損失と個人の消費の関係の情報が必要とされている

消費者はラベルを見て自分で判断するよりも、問題のある商品は初めから売っておらず、代替品が売られていることが支持されている

と考えられる。

交流フェア来場者にはさらに詳細なアンケートを行った。「消費者教育・環境教育」を行う所として支持されたのは、学校が最も多く、次いでメディアが多かった。このような、消費者に信頼される場での実施が重要と考えられる。

また「販売規制」の方法として一番厳しい輸入・販売の禁止が最も多かった。二番目は生物多様性への影響に対応した段階を持たせた規制だった。交流フェア来場者の回答ということを考慮すると、生物多様性保全の意識や理解が高まれば、販売禁止のような強い規制でも受け入れられると考えられる。

まとめると生物多様性を損なわない消費行動に転換するには、情報の収集と発信が不足していること

生物多様性への影響を考慮した品ぞろえになっていないことが問題であると考えられる。

政策の概要

1. パートナーシップによる研究・事例の検索サイト構築

生態系・生物多様性と経済活動・消費活動について研究機関の研究を奨励し、それに加えNGO/NPOの活動現場の情報や普及用資料・教材などを検索できるサイトを構築する。とくにNGO/NPOは発信力が弱いので報告書や教材が活用されにくい。これらの情報は著作権に配慮し、インデックスだけの掲載でもよい。

情報が玉石混合になる恐れがあるが、広く情報を集めることに主眼を置く。

2. 教材・報道の充実

研究・事例検索サイトの情報は公開し、教材や報道、NGO/NPO活動に活用する。同じ事例が何度も取り上げられるのではなく、多くの事例が取り上げられることで「生物多様性」の理解を深めることができる。また対象者が理解しやすい事例を選ぶことができる。

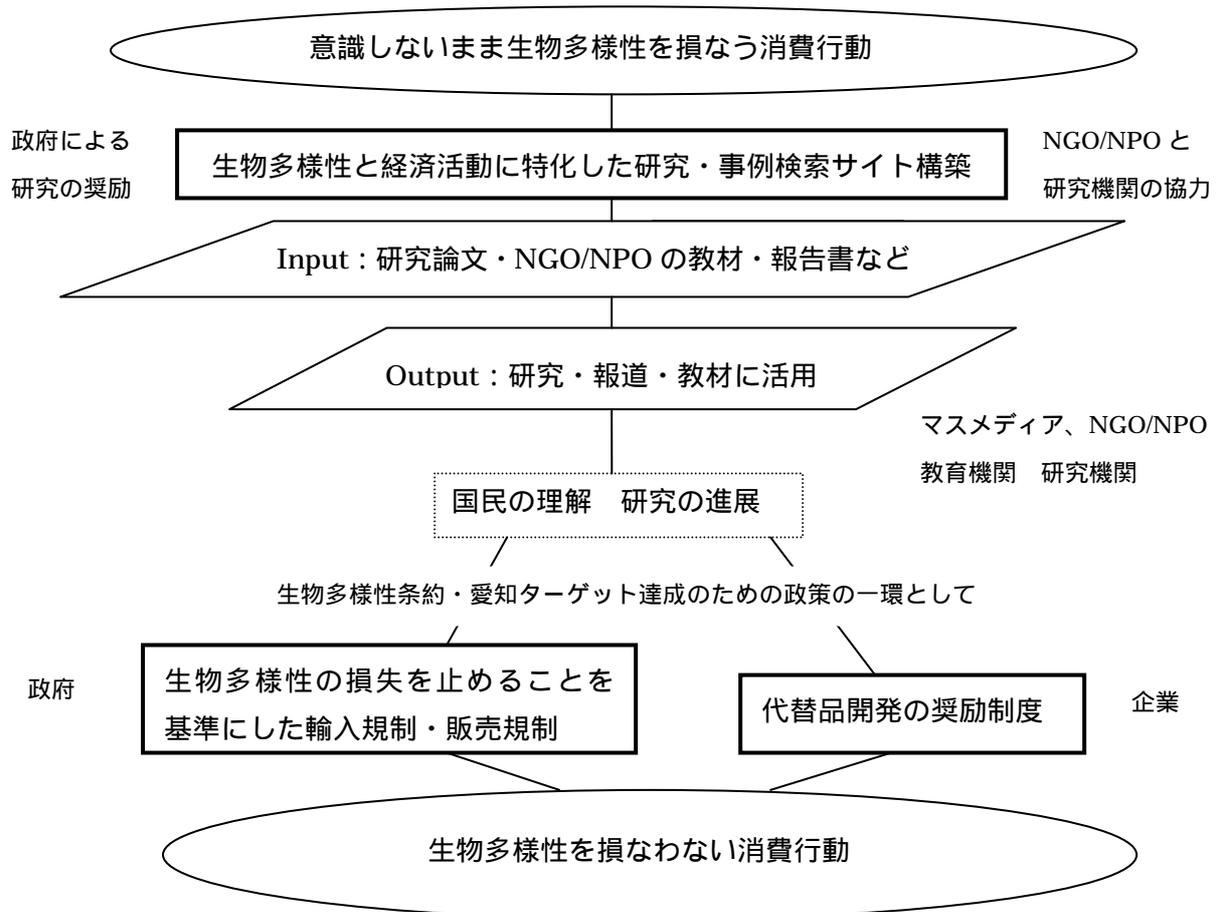
3. 生物多様性の損失を止めることを基準にした輸入規制、販売規制の法整備

研究・事例の検索サイトは法規制の根拠となる研究の進展に寄与する。また生物多様性の理解が深まれば、消費者の側も規制を受け入れやすくなる。

4. 代替品開発の奨励

生物多様性の情報にアクセスしやすくなることや規制の強化は、代替品開発のビジネスチャンスにもなる。代替品の開発には、第三者機関の審査のうえ奨励金を出す制度を創設する。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

政府

- 文部科学省 生物多様性と経済活動に関する研究の奨励
生態系及び生物多様性と消費に関する教育の充実
- 経済産業省 生物多様性の損失防止を基準にした輸入・販売規制
代替品開発の奨励制度

研究機関

- 研究の進展
- 検索サイトの構築・運営 情報の蓄積

NGO/NPO

- 検索サイトの構築・運営 情報の蓄積
- 検索サイトの情報を使った活動

企業

- マスメディアによる検索サイトの利用
- 代替品の開発

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

1. 豊富な事例やさまざまな角度からの報道や教材などにより、生物多様性についての国民の理解が深まる。
2. 生物多様性の損失を防ぐ政策に国民の理解が得られる。
商品の選択に受け身の姿勢がみられる消費者も、規制によって消費行動が変わる。
3. 代替品の開発を奨励することによって新たな技術とビジネスチャンスが生まれる。
4. それらの結果として生物多様性を損なわない消費行動に変わっていく。

その他・特記事項

情報を広く集め、広く公開することで多くの主体を巻き込み、政策開始時には想定できなかった効果も期待している。

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	にいはま環境市民会議		
代表者	眞鍋 昌裕	担当者	眞鍋 昌裕
所在地	(自宅) 〒792 - 0813 愛媛県新居浜市下泉町1丁目1-36 TEL:0897 - 41 - 4345 FAX:0897 - 41 - 4345 E-mail:mmmanabe@mt-ishi.com		
設立の経緯 /沿革	新居浜市の「環境基本条例」「環境基本計画」「環境保全行動計画」には環境保全活動の推進体制として(仮)環境市民会議という組織が掲げられている。この青写真を具体化することを市民が行政に働きかけて協議を重ね、平成19年7月26日に「にいはま環境市民会議」が設立された。事務局は市の環境保全課内に置く。		
団体の目的 /事業概要	市・市民・事業者がお互いの長所を生かして、協働して環境保全活動にあたることを目的とする。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	本会議は次の4部会と総務部会から構成され、関連しながら一般市民、小学生対象に次のような環境保全活動をしている。 エネルギー部会：環境家計簿(家庭用、小学生用) 自転車マイレージ、 自然保全部会：植林、しいたけほだ木作り、竹炭焼き、自然観察会、 ごみ減量部会：生ごみ堆肥化普及活動、マイバッグ運動、 仲間づくり部会：ペットボトルキャップアート、竹遊び、 総務部会：講演会(温暖化防止、レジ袋無料配布中止、生ごみ堆肥化と食育) 広報誌発行、など 現在の会員数は約50名である。		
ホームページ	http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/detail.php?lif_id=3517		
設立年月	平成19年7月	*認証年月日(法人団体のみ)	年 月 日
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費/ 売上高(H20)	約100万円
組 織	スタッフ/職員数 名(内専従 名)		
	個人会員 50 名	法人会員 名	その他会員(賛助会員等) 名

提言

政策の分野 自然環境の保全・

団体名： にいはま環境市民会議

担当者名： 真鍋 昌裕

政策の手段 法律、制度、税制改正
施設整備など広範な範囲の手段による

キーワード	農地保全	小規模農業	温暖化防止	田園都市	法人農業
-------	------	-------	-------	------	------

政策の目的

大規模農地や山間地域とは違って、農地と宅地が共存する中小田園都市では、農地は食糧生産機能よりもそれ以外の機能（環境保全に関する機能）が重要な意味を持つ。今後急速に荒廃する農地の存在意義を地域住民生活の環境保全の観点から見直し、自然の力の恩恵を受けてきた都市機能を再認識し、その環境保全機能を今後も維持するための新しい方策を提案する。

背景および現状の問題点

農業者の高齢化、後継者不足、米価の低下、そして、TPP問題が加わり、今後の農業政策の重点は大規模経営に移行するしかない。その結果、小規模農家は国の農業政策から見放され、農地は宅地化するか、耕作放棄されて荒廃する運命にある。特に、本市のように農地と住宅地が混在する田園工業都市では、低い食糧自給率（約30%）からわかるように食糧生産の必然性が低く、急速に農地が荒廃しつつある。これまで、市民も行政も、身近に豊かな自然環境があることを当り前としてきたが、今後、農地を失うことによる環境破壊によって、市民生活にも、行政的費用負担にも痛手をこうむることを認識し、早急に対処すべきである。

政策の概要

農地が持つ機能は”農業”の対象である”食糧生産機能”以外に次のような“環境保全機能”がある。

- 1) 温暖化防止機能：農作物栽培による CO2 削減、気温上昇の抑制など（森林と同様に評価する）
- 2) 地下水涵養機能：飲料水の確保、給排水路の管理、水害時の被害の緩和、災害時の非難場所
- 3) 生活環境形成機能：癒やし効果、公園的価値、保健的機能、農道（畦道）や水路の保全
- 4) 生物多様性保全機能、 など。

食糧自給率が低く、消費地である中小都市では、市民、行政は前者よりも、主に後者の機能の恩恵を受けている。今後は伝統的な”農＝食糧生産“ではなくて”農地＝環境保全“に発想を転換しなくてはならない。そのためには、先ず、国（環境省）が、特に住宅と農地が共存する地域での、農地の環境保全機能についてアセスメントを行い、農地保全に必要な費用を税金で賄うシステムを構築し、農地保全のための補助金制度を設置する。一方、地方（県・市）では耕作放棄された農地を管理し、その補助金を受ける組織（農業法人）を設立し、管理運営する。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

農業法人は、一般市民を農業従事者として雇用し、新たな雇用を創造する。法人は農業本来の農産物販売収入に加えて、農地保全による環境保全の補助金を得て、組織を運営する。運営には、次のような公共的な活動に寄与する。

- 1) 生ごみ、し尿、下水処理汚泥のメタン発酵処理： これまでのごみ焼却処分を今後見直し、メタン醗酵法に変える。炭化水素成分は、メタン化して燃料に、消化液は農地の肥料として活用することで農業と環境保全を連動させる。（当市では昨年、小規模ながら、この動きが始まった。）
- 2) 学校田畑、福祉施設田畑による食育、環境教育： 小中学校や福祉施設などが田畑を所有し、農業法人がその管理、教育指導を助ける。（当市では数校の小学校が市民のボランティア活動により学校田を運営している）
- 3) 農産物の地産地消： 当市では一昨年、市民からの呼びかけで、市の農水課が” 農業政策推進会議 ” を設立した。会議は行政、農業者、農協、農業委員会、消費者、流通、一般市民などで構成され、地産地消について論議した。本事業ではさらに、教育、福祉、関係者にも参加を呼びかけて、地産地消だけでなく、広く環境保全の観点から活動を展開する。
- 4) コミュニティー農園： 農業法人が経営し、市民に農園の活用を呼びかける。市民の憩いの場を提供する。
- 5) 農業・営農指導： 法人で働く農業従事者や、農業に関心を持つ市民が独立して農業ができるような技術指導、環境整備のプログラムを法人が準備する。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

新たに立ち上がる農業法人の主体として、農協、企業、市民参加のNPO法人などが考えられる。各法人内の運営組織は勿論だが、全ての法人を統括して、全市的な農地管理を鳥瞰する組織が必要である。

環境保全機能の観点から農地を保全するには、従来の農業団体とは異質の発想が必要であるから、それには前述の” 農業政策推進会議 ” のように、広い分野のメンバーからなる運営組織を立ち上げ、その組織が積極的に活動することが必要である。環境、教育、福祉などの分野のメンバーも加える必要がある。これまでの経験から、夫々の組織だけでは実現が難しいことも、多くの立場のメンバーが集まれば比較的簡単に問題が解決する事が多々あるので、この様な運営組織が有効である。更に、活動実績を評価するシステムも必要である。

この事業が成功するためには、この運営組織のキーパーソンとして市や農協の職員が欠かせない。

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- 1) 住宅地での農地の保全による住宅地と農地の共存型自然環境の維持
一般市民にとって農地は入り身近なものになり、市民の環境保全意識が高揚するであろう。
- 2) 新規雇用の創造（家族農業から法人農業へ。非農家から農業従事者が生まれる。）
若者、定年退職者などが新規に農業を志す機会を与える。
- 3) 農政と環境行政との融和により、行政経費削減可能（広義のエコタウン構想）
従来の縦割り行政から、少し横割りに移行して、これまでよりも税金が有効に使われるようになるであろう

その他・特記事項

農業に関する作業を通して、年齢、組織などの枠を超えた人間関係が生まれる。活動が全市的に広がれば、“昔の農村”とは違った、新しいタイプの協働社会が生まれるであろう。

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	アニマルパスウェイ研究会		
代表者	湊 秋作	担当者	大竹 公一
所在地	事務局 〒407-0311 北杜市高根町 3 5 4 5 (財) キーブやまねミュージアム 連絡先: 東京事務所 〒163-0606 東京都新宿区西新宿 1-25-1 大成建設(株)環境本部内 TEL: 03 - 5381 - 5008 FAX: 03 - 3344 - 9476 E-mail: ootake@pub.taisei.co.jp		
設立の経緯 /沿革	2004年1月 ニホンヤマネ保護研究グループと大成建設、清水建設で「アニマルパスウェイ研究会」を創設。 2004～2006年 ケージ内実証実験、実証用アニマルパスウェイによる検証 2007年7月 北杜市との協働で公道上にアニマルパスウェイ第1号機を設置 2008年5月 土木学会環境賞受賞 2009年1月 研究会に NTT 東日本参加 2010年3月 北杜市公道上にアニマルパスウェイ2号機を設置、HP開始、DVD頒布 2010年6月 第1回いきものにぎわい企業活動コンテストにて環境大臣賞を受賞 2010年10月 COP10 サイドイベント、公式イベントにて内外に PR、普及活動実施 2011年2月現在 新たなアニマルパスウェイ設置計画		
団体の目的 /事業概要	道路などの連続する構造物で分断された森に棲息する樹上性動物の移動経路の確保による森林生態系の保全 アニマルパスウェイによる分断された森林のネットワーク化 ロードキルの防止、ロードキルに伴う交通事故の防止 そのための低廉(既存ヤマネブリッジの1/10)なアニマルパスウェイの開発 道路管理者の理解を図り全国への普及 アニマルパスウェイを利用した企業社員・市民・児童の環境教育の推進、ボランティア機会の創出(アニマルパスウェイ建設のための調査・導入路、ヤマネの巣箱づくりなど) 企業・NGO・官庁/自治体等の協働による好事例の創出 エコツーリズムの誘発など地域経済への貢献		
活動・事業実績 (企業の場合は環境に関する実績を記入)	これまで顧みられなかった準絶滅危惧種ニホンヤマネなどの多様な樹上性動物が利用可能な「アニマルパスウェイ」を開発 北杜市公道上に「アニマルパスウェイ」を2基架設し、モニタリングを実施、その結果、ニホンヤマネ、ヒメネズミ、ニホンリス、ホンドテンなどが1号機では2年で約2000回の利用を確認、2号機においても7ヶ月で800回程度確認。 NHKなどの映像メディア・ラジオ、ナショナルジオグラフィックや日経エコロジー、コンストラクションなどの雑誌、新聞などに多数取り上げられた。 2008年に少額なプロジェクトにも関わらず土木学会環境賞を受賞 2010年第1回いきものにぎわい企業活動コンテストにて構成企業グループが環境大臣賞受賞 COP10のサイドイベントにてアニマルパスウェイの普及に向けた国際シンポジウムを開催、またブース展示(約6000名来場)、公式エクスカージョン(山梨県)に参加、また経団連主催の閣僚級との懇談会において大成建設社長が活動紹介。 「あなたも調査員」としてモニタリング映像を公開し、小学生等の学習に貢献		
ホームページ	http://www.animal-pathway.jp/		
設立年月	2004年4月	*認証年月日(法人団体のみ) 年 月 日	
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費/ 売上高(H20)	380万円
組織	スタッフ/職員数 4名(内専従 0名)		
	個人会員 24名	法人会員 5名	その他会員(賛助会員等) 名

政策のテーマ 連続する構造物により分断された森林のネットワーク化のための協働

政策の分野

- ・自然環境の保全
- 政策の手段
- ・生物多様性の保全、生物多様性国家戦略
- ・絶滅の恐れのある種の保護対策
- ・樹上動物保護の具体策

団体名:任意団体 アニマルパスウェイ研究会

担当者名:大竹 公一

キーワード 森林の分断 ロードキル アニマルパスウェイ 生物多様性保全 環境教育

政策の目的

日本国内の道路の総延長は約120万km有り、森林や生態系が分断されている箇所は相当数有る。森林等に棲息する樹上性動物である準絶滅危惧種のニホンヤマネや地域によっては絶滅種ともされるニホンリスなどの移動経路を確保し、生物多様性の保全に資するため、道路・線路などの管理者や自治体への普及活動を図るため、国立公園など環境省所管の地域での率先垂範策を講ずる。同時に市民への森林保全の心情を醸成する。

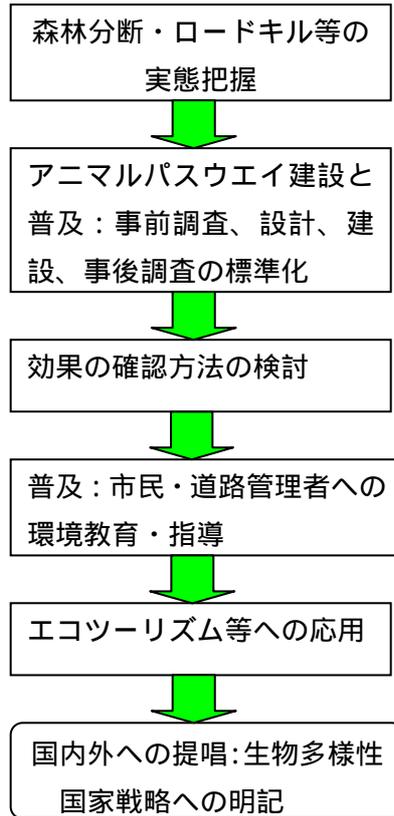
背景および現状の問題点

- ・森林を貫く道路開発が樹上動物の生息域を分断し、生息を危機に陥ししている。
- ・道路開発がロードキルを引き起こし、森林動物の生物多様性を減少させている。
- ・道路・線路による樹上動物保護の具体策は、日本にも世界にもほとんどない。
- ・新設道路はほとんどない中で、道路拡幅工事や既存道路における対応で保護策を講じる必要
- ・生物多様性意識はCOP10を契機に高まっており、さらに実現に向けた実施モデルが必要。
- ・公共工事となり、全国に普及するための標準仕様、事例集などが必要。
- ・自治体予算の確保が難しくアニマルパスウェイのような低廉なものと、さらに高速道路などへの高仕様のものが必要と思われる。海外事例などの調査も必要ではないか？
- ・地上性哺乳動物や両生類などは側溝や水路などでも分断されており、パスウェイ全体としても検討も必要。またロードキルも増加傾向（NEXCO 3社のレポートの数値を比較:2006年約35,000件、2007年度 約37,000件 2008年度 約38,700件 2009年度約42,000件）一般道路も含めると膨大なロードキルにより多様な動物が犠牲になっており、すべて人間活動による。
- ・またロードキルによる事故に伴う経済的、人的損害も大きい。海外では損害保険の仕組みとの組み合わせでパスウェイ資金を捻出する仕組みもあると聞く。
- ・生物多様性への市民や企業参加のキッカケは様々な方面から必要である。

政策の概要

- 樹上性動物の保護の具体策と生物多様性保護のための“アニマルパスウェイ”の提唱
- アニマルパスウェイ建設における事前調査・設計・建設・事後調査・報告と啓蒙へとつながるマニュアルを作成し、国内・国外への普及を促進
- 樹上性動物に関するパスウェイの標準案の提唱
- アニマルパスウェイの事例集の作成
- 環境省所管の国立公園などにおいて森林分断する道路などの調査
- 棲息する樹上性動物に絞り、過去のロードキル数、棲息可能性のある生物種の洗い出
- 道路を管理する自治体、鉄道会社等への啓発・要請
- ロードキル事故保険など経済的手法や補助金制度によるアニマルパスウェイ設置資金の捻出方法の検討
- 国民の生物多様性保全の啓発、環境教育への活用法の検討
- 他に考えられるパスウェイ対象動物とその生態および事例集の策定による国内政策への反映

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- 1) 国立公園・国定公園関係：環境省所管の森林分断について
- 2) 国道関係：国土交通省、各地方整備局、北海道開発局
- 3) 県道・市道：自治体
- 4) 林道：農業水産省、林野庁、森林組合
- 5) 高速道路：NEXCO各社、首都高速道路㈱
- 6) 私道：電力会社、通信会社（山頂の電力中継塔への進入路）
- 7) 線路：鉄道会社
- 8) 地域の生態系保全団体（NGO, NPO）
- 9) アニマルパスウェイ研究会
- 10) ニホンヤマネ保護研究グループ
- 11) コンサルタント事業者
- 12) 施工業者（建設業者）
- 13) ボランティア希望市民（道路利用者、ボランティア活動遂行者）
- 14) 樹上性動物研究者（または大学）
- 15) その他のパスウェイ、人工的獣道研究者
- 16) ロードキル関係研究者
- 17) 損保関連業者
- 18) 自動車会社、輸送業界（道路利用関係者）

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- 1) 樹上動物の保護と森林の生物多様性保全
- 2) 官民における毎日利用する道路における森林分断による生物多様性への影響の認識の醸成
- 3) ネットワーク化の推進による森林の生物多様性保全の一助
- 4) 遺伝子の多様性保全への一助
- 5) 地域のエコツーリズム等のコンテンツとしての貢献
- 6) 環境教育のための材料としての貢献
- 7) 小規模なアニマルパスウェイを起爆剤として、国道や高速道路における大規模な施策への事例づくりを進め、国民の理解を高める。このことにより環境政策や道路政策などにおける生物多様性保全へのより有効な税金の活用についての検討の手掛かりとする。
- 8) 産官学NGO/NPOの連携の好事例となる。

その他・特記事項

- 1) アニマルパスウェイを全国に普及することにより、車や徒歩で道路を利用する毎に意識して生物と森林と道路の関係を理解できるようになり、より生物多様性保全の見える化に役立つ。
- 2) アニマルパスウェイ研究会は経団連自然保護協議会や日本建設業団体連合会などの支援を受けて活動してきており、今後も経済界との連携も維持していく。
- 3) ニホンヤマネは小学校教科書にも掲載され、象徴種として最適であり、樹上性動物の代表として活用することは国民に受け入れてもらい易いと考える。



アニマルパスウェイを利用するニホンヤマネ



アニマルパスウェイを利用するニホンリス



北杜市公道上のアニマルパスウェイ

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	株式会社おかのて		
代表者	木村直紀	担当者	木村直紀
所在地	〒145-0073 大田区北嶺町 43-3-202 TEL : 03 - 3748 - 3984 FAX: 03 - 3748 - 3984 E-mail : naokinho@mc.point.ne.jp		
設立の経緯 / 沿革	平成18年11月5日 設立		
団体の目的 / 事業概要	<p>都市計画・環境・まちづくり分野における、調査・研究、企画、計画づくりのプロジェクトを実践することで、都市で生活する多様な人々が、主体的・持続的に共存可能な環境づくりを目指している。環境・都市計画分野のコンサルタントとして、建築、環境、福祉などの専門家と連携しながら、地域環境や社会関係の再構築を進める。</p> <p>主な業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市空間、地域社会などを対象とした調査・研究業務 2. 都市計画・環境・まちづくり分野における計画立案・コンサルティング 3. 住民参加のワークショップ・各種イベントの企画・運営 4. まちづくり・普及啓発を目的とした書籍等の出版 		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	<p>環境・まちづくり活動プロジェクト検討会議（2010年6月～） ・環境保全とまちづくりを両立させるスキーム検討・事業化を目指して定例会を開催している。 メンバー（本提案チーム） 奈良朋彦（環境市民コンサルタント、著書「身近な地域の環境学」） 坂本千晴（(株)C-ROW 代表取締役）</p> <p>高齢世帯所有の部屋ストック有効活用の可能性（平成21年国土交通省 度長期優良住宅先導的モデル事業）における調査業務 （NPO ハートウォーミングハウス事業の調査受託業務） ・高齢化する戸建て住宅所有者の抱える課題把握とストック活用の提案を目的とした調査および活動</p> <p>環境 NPO のアドボカシー活動に関する調査（2010年～2011年） ・ラムサール条約湿地保全（霧多布湿原、伊豆沼・蕪栗沼）、川辺川流域の環境保全活動の実態調査 （NPO シーズ事業の調査受託業務）</p>		
ホームページ	http://www.maroon.dti.ne.jp/okanote/		
設立年月	2006年11月5日設立	* 認証年月日（法人団体のみ）2006年11月5日設立	
資本金/基本財産 (企業・財団)	0円	活動事業費/ 売上高(H20)	4,322,444円
組織	スタッフ/職員数 1名（内専従 1名）		
	個人会員 名	法人会員 名	その他会員（賛助会員等） 名

提言

政策のテーマ 「いきものの庭」事業による、生物多様性を考慮した都市環境づくり

政策の分野

・自然環境の保全・持続可能な地域づくり

政策の手段

・環境教育・組織・活動・地域活性化と雇用

団体名：株式会社おかのて

担当者名：木村直紀

キーワード	生物多様性	民有地	にわ	環境教育	保全
-------	-------	-----	----	------	----

政策の目的

本提案では、都市における民有地の庭、田畑といった身近な自然 にわ を、生物多様性の視点から評価 - 教育 - 保全する手法を地域単位（小学校区）で展開させ、 にわ を「維持管理が大変な無駄な空間」から「いきもの、地域住民、そして自分自身にとって役立つ空間」に転換させる事で保全していく事を目的とする。

背景および現状の問題点

都市における生物多様性の重要性：環境意識の高まりを保全につなげたい

今日注目される生物多様性という概念は都市においても注目されつつあり、都市の自然に生息する動植物と生活環境に愛着と潤いを求める人の双方にとって求められる価値である。日本では、人口の約2/3が都市部に居住し、都市部で急速に開発が進んだことによっており、いきものの住む場所はほとんど失われてしまっている。一方で、環境意識の高まりを受け、エコツーリズムや環境教育、植林などの環境保全活動は増加し、支える法制度も整いつつある。しかし、環境の取り組みは、日常生活とは切り離されたものが多い。都市部の生物多様性を再生するためには、開発抑止などのルールづくりや公園・緑地整備だけでなく、高まりつつある環境意識などを活用し、身近にあるいきものとの共生する空間づくりとして仕組みを構築する必要がある。

都市の自然の特徴：土地所有者の負担大

都市の自然環境の特徴として、庭や畑といった民有地において人が育てた環境が多いことがあげられる。公有地の場合、緑化制度や開発許可制度などの充実により増えつつある（公園・運動場等は約80ha増/東京都環境基本計画より）が、都市部のみどりのうち約50%を占める宅地（東京都環境白書データベース2004）では、緑地保全に関する施策は、保存樹木登録や生産緑地制度など限られており、土地所有者の力によるところが大きい。加えて、土地所有者の高齢化による体力的な負担、落ち葉や見通し確保などの問題から近隣トラブルのきっかけにもなり、精神的な負担も大きい。こうした都市特有の課題を解決するためには、土地所有者をはじめ、地域住民などさまざまなステークホルダーの理解促進が欠かせない。

都市における生物多様性の現状：都市部の生物多様性への直接的効果に結びつきにくい

絶滅危惧種に関する情報収集や開発前の環境影響評価などの取り組みが中心となっている。2010年は生物多様性年として環境省では「いきものみつけ」として市民参加型影響調査を行い、子どもへの教育効果や身近ないきものへの関心の機会付与の効果あげた。しかし教育効果を身近な空間の生物多様性への行動へつなぐには、フィールドや行動支援のしくみが整っていない。

政策の概要

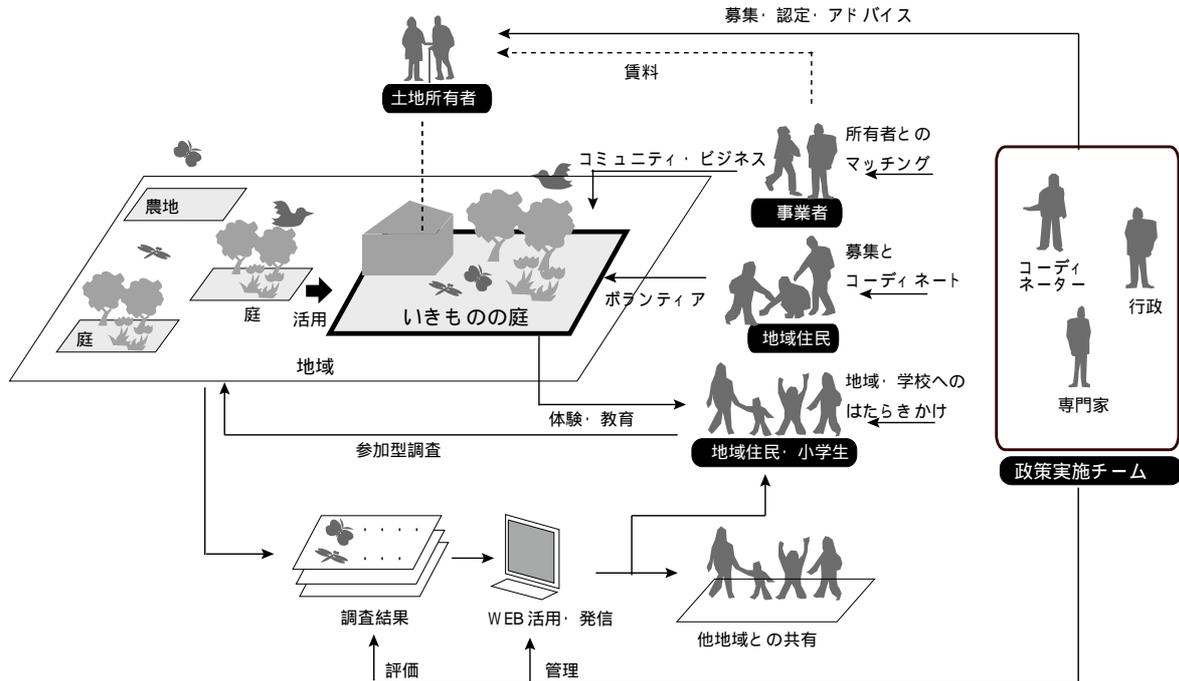
都市における民有地の にわ の生物多様性を考慮した保全を進めるため、（1）都市の生物多様性の評価、（2）「いきものの庭」体験型環境教育の推進、及び（3）「いきものの庭」の保全支援の3側面についての政策を提言する。

政策のポイント

- ・民有地には土地所有者・管理者・利用者など多様なステークホルダーが関与しているため、それぞれに対する意識改革、メリット付与を考慮した政策が必要
- ・住宅地の庭、田畑といった身近な自然とそこに来る動物に対し、愛着や楽しさを注ぎ込める事

・地域住民自身が生物多様性を理解し、評価し、活動に参加できる枠組みづくり

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



1. 「いきものの庭」事業の三つの柱

地域住民による都市の生物多様性の評価モデルの作成

里山などまとまった自然環境においては生態学の専門的なアプローチによる評価手法が用いられているが、ここでは一般市民が理解でき評価に参加できる手法を開発する。地域固有の生態系を住民自らが発見し、さらに人間社会との共存関係も加味して評価できるようにするために、生態学や造園学、都市計画などの専門家等の指導や助言をもらいながら実施する。

「いきものの庭」を使った体験型環境教育の推進

都市内の生態系を支えている身近な自然として住宅地の庭や畑などがあり、土地所有者や利用者、管理者の協力を得ながら、地域住民や子ども達による「いきもの調査」、「地域住民による評価」、「いきものワークショップ」を開催する。実施結果はWEB等を活用して広く一般に公表し、個人の庭が生態系に寄与していることを周知させる。（「いきものみつけ」等の発展的な活用）

「いきものの庭」保全支援

民有地におけるにわが生態系保全や地域環境に貢献できるように維持管理することは、専門のノウハウや人手を必要とするので、にわ管理ボランティアやにわ活用ビジネスを推進する（オープンガーデン、レンタル農園、ガーデニングスクールなど）。推進に当たっては、庭の価値を理解するボランティア団体や地域ビジネス事業者等の連携を図り、そのためのコーディネートを行う。

2. モデル地区の選定と推進

まず、地元自治体の呼びかけにより東京都内の地区（小学校区程度）をモデル地区として選定して、参加する土地所有者、地域住民、小学校等の協力のもと、パイロット的に一連の事業を実践する。成果が見られれば、パイロット事業の成果を踏まえ、全国の都市部を中心に複数の地域へ広げていく

3. PR環境の整備

生物多様性の評価、体験型環境教育の推進、環境の保全状況を伝えるホームページ等のPR環境を整備する。コスト・効果の両面から、既存のシステム（「いきものみつけ」等）と連携して整備する。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）
 「いきものの庭」育て事業において、コーディネーターによる調整のもと実施のための専門のチームを結成する。各段階における実施主体および役割は以下の通りである。

各段階	環境省および行政	コーディネーター	政策実施チーム
評価モデル作成	・ 評価モデルの基準化と各地域への普及支援	・ チームの編成、検討会の事務局、普及のための発信	・ 生態学、造園・都市計画分野等の専門家を交えたモデル検討
環境教育の実施	・ プログラム実施のためのPR環境（WEBツール等）の整備、運用 ・ 実施事例の集積と波及展開の検討 ・ モデル地区の選定	・ 地域特性に合わせた体験教育プログラムの企画立案、運営	・ 生態学等の専門家による体験教育プログラムの実施
保全の支援	・ モデル地区におけるパイロット的事業の後方支援	・ 土地所有者へのアドバイス ・ 団体、事業者等との事業企画	・ ボランティア団体、コミュニティビジネス事業者、参加する土地所有者等による保全・活用事業

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

都市生態系の認知

特別な専門知識が無くとも一般市民でも参加可能な「いきもの調査」等を通じて、地域住民や小学生などに対して都市にも生態系が存在することを認知させることができ、かつこれをWEB等で発信することで広く認知させることが期待できる。

にわ 保全の動機付け

上記のような生態系への理解が進めば、生態系を養う にわ の存在価値に気付き、所有・利用・管理のさまざまな場面で にわ に関わるステークホルダーの保全への意欲を沸き立てることが期待できる。

地域独自のコミュニティネットワークの醸成

生態系を評価するための地域固有の評価方法を地域住民により編み出し、また にわ 保全のために必要なコミュニティビジネスを推進することで、地域にあったコミュニティネットワークが醸成されることが期待できる。

民意で保全される にわ

緑に対する特別な助成や優遇措置などで保全する手法と異なり、地域住民の にわ への理解に基づいた住民発意の保全行動を促すことが期待できる。

<参考> 東京都区部における緑の保全効果の試算例

1.) 現在の保全すべき緑地の延べ面積：約4,760ha

= <宅地部> 23区の住宅地区面積（27,681ha）× 宅地等のみどりが占める割合（14.7%）
 + <田畑・山林部> 23区の田・畑・山林面積の合計（691ha）

2.) 1.)のうち、1割が「いきものの庭」事業に参加した場合の総面積：約476ha

3.) 地域（小学校区）単位あたりの「いきものの庭」面積：約5,354m²

= 2.)の面積（476ha）÷ 23区小学校数（889校）

データ出典：東京都環境白書データ集2004、東京都統計年鑑（平成20年）、平成21年度学校基本調査報告

その他・特記事項

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	法政大学院イノベーション・マネジメント研究科 インキュベーションルーム・チーム		
代表者	大西 正也	担当者	大西 正也
所在地	〒 102-8160 東京都千代田区富士見 2 17 1 TEL: 080 - 3525 - 7205 FAX: (なし) E-mail: im08w1001@im.i.hosei.ac.jp		
設立の経緯 /沿革	法政大学院イノベーション・マネジメント研究科M B 修了生が在籍（常時在籍8名）し、研究及び起業活動を行なう施設。2005年3月、第1期修了生誕生と同時に設立された。		
団体の目的 /事業概要	プロジェクト事業計画を実行に移し、ビジネスとして確立すること、在学生や修了生に対して企業経営の実際を提示したり、協業推進すること、相談を受けること等の役割を担う。2010年度の主な活動に「中小企業診断士・コンサルタント業」「ペット動物愛護推進とペットビジネス法人のCSR推進活動」「ペット動物のインターネット・コミュニティサイト運営活動」「高齢者施設の健全な経営を推進する活動」「企業や学校法人の障がい者雇用の問題を解決する活動」がある。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	論文 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の障がい者雇用促進プロジェクト ～ノーマライゼーションの実現～ ・ 小さな命のライフセービング事業 『産』『官』『学』（含む『芸』）の共創により、ペットが安全に健康で幸せに、ヒトと共に暮らせる社会を実現する <ul style="list-style-type: none"> ・ ペット生体動物流通に望む適正な流通構造の提言 環境に関する実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ エコアクション 21 活動（新日本カレンダー株式会社） ・ ボランティア活動（NPO 法人 HAPP） 		
ホームページ	http://www.im.i.hosei.ac.jp/index.html		
設立年月	2005年 3月 *認証年月日（法人団体のみ） 年 月 日		
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費/ 売上高(H20)	円
組織	スタッフ/職員数 8名（内専従 名） 個人会員 名 法人会員 名 その他会員（賛助会員等） 名		

政策のテーマ 産官学共創によるボランティアの連鎖 / 地域で学び、育て、守り、活かす、動植物と共生する地域コミュニティ・プロジェクト

政策の分野 自然環境の保全、
環境パートナーシップ、

団体名：法政大学院イノベーション・マネジメント研究科インキュベーションルーム・チーム
担当者名：大西 正也

政策の手段 制度整備及び改正、
予算・資金措置、 施設等の整備
地域活性化と雇用

キーワード	産官公の協働	地域コミュニティ	サポーター	ポータルサイト	譲渡動物
-------	--------	----------	-------	---------	------

政策の目的：

生物多様性の保全において「SATOYAMAイニシアティブ」を推進するうえで、地域における人と自然の適正な関係性を構築することは非常に重要であるが、わが国では3R活動と比較して、希少野生動物種や外来種、動物愛護と福祉に関する分野における活動や国民の問題意識レベルは遅れているといえる。地方自治体や地区の動物愛護センター、動植物園を核として、産官公が協働してリスク回避にあたり、地域住民のネットワークにより動植物保全と共生の意識と知識を高めていく。

背景および現状の問題点：

- ・生物多様性に関する市民の意識および知識が低い（2009年内閣府調査 / 「生物多様性」の言葉を「聞いたことも無い61.5%」、「生物多様性国家戦略」を「聞いたことも無い77.8%」）
- ・人と動物が共生する社会の基盤整備が、欧米先進国と比較して遅れている。（公共設備、交通、公共民間サービスなど）
- ・動物の愛護と管理に関する意識および技術が低いレベルにある。
- ・ペット飼育及びペットビジネスに纏わる消費者トラブルが多く、業に携わる法人の企業倫理感が低い。

政策の概要：

各地方自治体の動物愛護センターや動植物園、生活環境部門を拠点として、次の3つの柱となる活動で構成する。

- A. 「責任感ある良い飼い主」の育成をテーマとする「グッドオーナー育成」と「SATOYAMA 活動」をリードする「SATOYAMA マイスター養成」 B. 「ペット動物の殺処分減少」と「生物多様性の保全」を主旨とするポータルサイトを活用した「オーナーのいない譲渡動物マッチング」 C. 地方自治体活動をサポートする「動植物を産官公で生かし、活かす地域コミュニティ・ネットワーク」

これら3つの柱をエンジンとして、動植物への愛護意識と価値観を改善する、「意識づくり」「価値観づくり」の包括的動植物共生プロジェクト。NPO が整備運営するホームページとポータルサイトを運用し、動物及び自然愛護団体と協業して市民に対する啓発活動と人材育成活動、動物の殺処分回避を目的とする譲渡動物マッチング活動を行う。「グッドオーナー」と「SATOYAMA マイスター」が中心となり、これらの活動に参画した市民を地域住民ネットワークに組織化して、そのネットワークメンバーは、動物愛護センター等の自治体のサポーターとなってその活動を支援する。そして新たなグッドオーナーや SATOYAMA マイスターを育成してメンバーを増員する。民間企業はポータルサイト運営への資金援助や動物育成、園芸に必要な消耗品の物資援助を行う。民間企業の CSR 活動は、地域住民の賛同や支持を得て、本プロジェクトで消費されるその企業ブランド商品のリピート購入やロイヤリティ向上につながる。

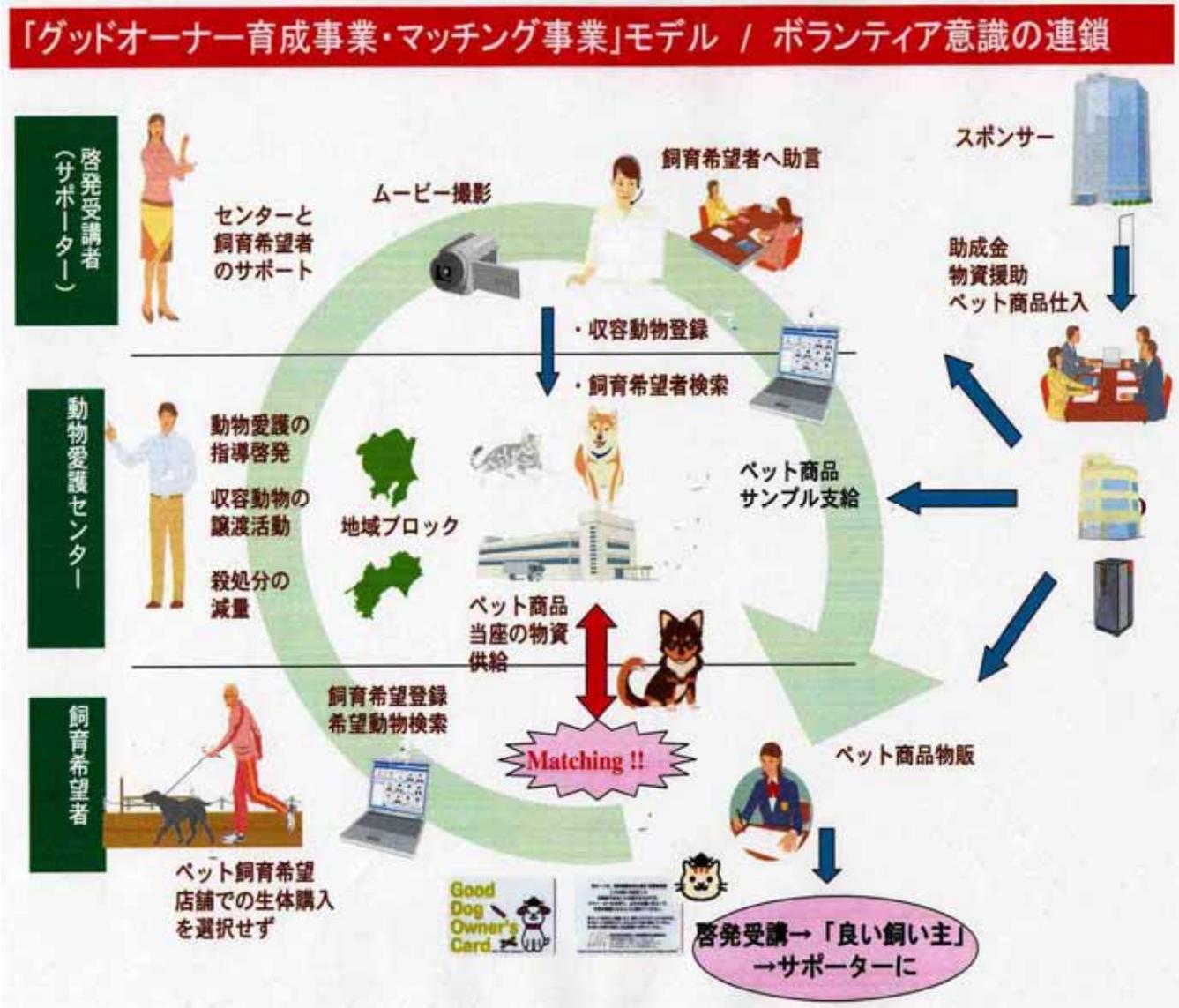
地域住民が主導する問題解決と生物多様性の保全を遵守する仕組みを構築するものである。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

- ・NPO法人により「生物多様性の保全」と「動物愛護と福祉」を主旨とするホームページと

- 「犬猫をはじめオーナーのいない譲渡動物」を紹介するポータルページを開設する。
- ・自治体及び動物愛護団体が実施する啓発講座を受講した市民の有志が、自治体活動のサポーターとなり、SATOYAMA活動や譲渡動物マッチング活動を支援する。
 - ・譲渡動物を譲り受けた新たなオーナーも啓発講座を受講し、サポーターとなり、自治体活動を支援する。
 - ・NPO法人は、ポータルサイトへの資金援助と自治体施設への物資援助提供を行う民間法人の誘致活動を行う。
 - ・スポンサー企業名と提供される物資内容は告知され、サポーターで組織されたコミュニティで販売される。
 - ・動物愛護センターなどの地方自治体を核として、地域住民で構成するサポーターが主導し、NPO、民間企業（スポンサー）が協働するボランティア意識の連鎖が生まれる。

【動物愛護センターを核とするオーナー育成と譲渡動物マッチングの事例】



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- ・主体：ホームページおよびポータルサイトの運営・スポンサー誘致
NPO 法人（法政大学院インキュベーションルームから起業）
- ・協力主体：動物愛護センター等の地方自治体、
- ・提携：地域の動物愛護団体
ペット用品製造または販売を業とする民間企業

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- ・地域住民が生物多様性の保全と動物愛護と管理に関する適正な知識と技術を保有する
- ・動物愛護センター等の地方自治体の予算低減と多様な公共サービス活動が実現する
- ・ペット動物や自然、園芸をテーマとする地域コミュニティが生まれる
- ・ペット動物や園芸に関する住民トラブルが減少し、住民同士の理解が深まる
- ・NPO 法人の雇用機会が生まれ、ボランティア活動が盛んになる
- ・民間企業の CSR 活動が促進され、ブランドイメージが良化する
- ・民間企業のペット商品のリピート販売による増収が期待できる
- ・動物の飼育放棄による殺処分が減少する
- ・賞味期限の迫ったペットフードの廃棄処分（ゴミの発生）が減少する

その他・特記事項

- ・市民が生物多様性の保全の意識や正しい動物愛護と飼養管理の知識と技術を身につければ、現在増加している悪質なペット生体販売業者やブリーダー、ペット埋葬業者等とのトラブルや消費者苦情の問題が減少する効果も期待できる（消費知識を持つ分別ある消費者の増加と相談しやすいグッドオーナーやマイスターが身近に存在する。（現状の動物愛護推進員制度は親近感が薄く、サービス・マーケティング志向に欠ける体系である）
- ・地域の行政サービスや施設の利用者が増え、歳入増加が期待できる。
- ・国家戦略や行政サービスにおける効果だけではなく、民間企業の CSR 活動を促進し、模範となるリーディング企業が少ないペットビジネス業界のパラダイム改善の効果が期待できる。

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	生物多様性条約市民ネットワーク TEEB 作業部会		
代表者	服部 徹	担当者	特定非営利活動法人 サステナブル・ソリューションズ (担当: 水野)
所在地	〒980-8579 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6-20 特定非営利活動法人サステナブル・ソリューションズ～小さな渦を育てる杜～気付 TEL: 090 - 1033 - 2654 E-mail: teeb.japan@gmail.com		
設立の経緯 /沿革	・生物多様性で議論されるテーマをNGO横断的に検討する「生物多様性条約市民ネットワーク」の、作業部会として、2009年10月設立。グリーンエコノミーに関心のある生物多様性条約市民ネットワークに参加しているNGOや個人が参加。 生態系と生物多様性の経済学(TEEB)のテーマで勉強会や定例会合を実施。		
団体の目的 /事業概要	目的: 自然を守るお金が、自然と集まる仕組みを、考える。」 事業概要: 1. TEEBへの日本のNGOからの貢献 2. TEEBの普及啓発を目指す。 3. TEEBの事例作り		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	<p>生物多様性条約市民ネットワークの作業部会として、以下の活動の推進。</p> <p>【日本のNGOからのTEEBへの貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本企業の商品・サービスおよび取り組みについて調査、TEEBへINPUT ・日本の生物多様性購買に関する生活者意識調査を実施 ・TEEB D4(一般生活者)のメンバーとして、日本国内の普及啓発活動に貢献 ・COP10会場での以下の活動 <ul style="list-style-type: none"> ・TEEB-DAY開催の事務方支援 ・自治体向けTEEBのセッションでの日本事例の発表 ・、交流フェアにおいて、ブース出店 <p>【普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・2009/7- TEEB/基礎知識 連続セミナーを東京・名古屋で合計6回開催 ・2010/6- 世界銀行およびIUCN-日本委員会とセミナー企画を開催。 うち、TEEBに関する連続セミナー(合計7回)を開催 ・TEEBの各種ドラフトの、日本語訳出支援 <p>【事例作り推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県 自然保護課様との意見交換会の定期開催(5回) 生物多様性条約は、2011年3月に解散する、時限組織である。 しかし、TEEB作業部会は、後続に予定されている「国例生物多様性の10年市民ネットワーク」などの中でグリーンエコノミー関連の事業部として、継承され、「愛知目標」達成へ向けて持続可能な社会づくりにつながる事業開発・事例づくりを継続して行う。 		
ホームページ	http://sites.google.com/site/japanteeb/		
設立年月	2009年 7月	*認証年月日(法人団体のみ)	年 月 日
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費/ 売上高(H20)	なし
組 織	スタッフ/職員数	2名(内専従	0名)
	個人会員 64名	法人会員 12名	その他会員(賛助会員等) 名

政策のテーマ みんなの、生物多様性国家戦略

政策の分野

- ・ 自然環境の保護
- ・ 社会経済のグリーン化

政策の手段

- ・ 国民の参加促進
- ・ 情報管理、情報の開示と提供
- ・ 環境教育・ESDの推進
- ・ 国際環境協力

団体名：生物多様性条約市民ネットワーク
生態系と生物多様性の経済学 作業部会
担当者名：特定非営利活動法人 サステナブル・ソリューションズ（担当：水野 晃子）

キーワード	生物多様性国家戦略	愛知目標 17	市民行動計画		
-------	-----------	---------	--------	--	--

政策の目的

市民・消費者・企業なども参加する、改訂生物多様性国家戦略及び行動計画の策定。

愛知目標17：「2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。」

背景および現状の問題点

課題： 「効果的で参加型の戦略・行動計画」を創り上げる困難さ。

生物多様性保全は具体的な現場ごとに対策が多様であり、かつ、社会的に複雑であり、生態学的に不明なことが多い。このため、成果本位の有効な戦略および、行動計画を立案するためには、多くの有識者や現場の意見を聞きながら練り上げる必要がある。また、民間や自治体が活動に携わることで、「内発的な動機」が高まり、具体的な成果に向けた行動計画や巻き込みが容易になる。

しかし、都市部の会議室で行われる手法に頼る方法では、費用的・空間的において限界があった。

また、大規模な参加型の専門的な情報システムを活用する方法もあるが、専用のため数千万の投資やシステムの維持費用がかかり、成功した経験を、他のアジアの途上国へと展開することは難しい。

解決方向性： インターネットでのオープンイノベーション（協働型自律創造）

インターネットやスマートフォン、パーソナルコンピュータが普及してデジタルデバイドが解消されつつあり、世界規模で日常の中で購買や検索、コミュニティサービスなどの利用が進んでいる。誰もが参加でき、特に、多くの専門家が自発的に参加し、議論が容易に交わされる場として、たとえば、無料電子百科事典「[Wikipedia](#)」のプロジェクトは有名である。

政策の概要

参加型の「生物多様性国家戦略」および「行動計画宣言」を行う場を提供する。市民版の戦略立案・行動計画宣言・経過報告の仕組みをインターネットの既存の国際サービス（Wiki、Google、Facebook等）と組み合わせて提供することで、安価にかつオープンに提供する。

- **「みんなの、生物多様性国家戦略」**

インターネット上に常時議論を練り上げることを目的として公開の場を提供し、戦略案を（オープン参加型のプラットフォームを利用して）上程することで、愛知目標を達成する生物多様性国家戦略（および行動計画）の策定への幅の広い専門分野からの参加を促す。

- **「みんなの生物多様性行動宣言」ソーシャルネットワーク**

議論されている戦略（および行動計画）に対して、「わたしはこれをやります！」と宣言する公開の場を同じく、インターネット上に提供する。政府、自治体・企業、市民・NPOのマルチステークホルダーが、対象地域・行動や指標を掲載し、成果へのコミットメントを行うことを通して、協働を促すものとなり、戦略がいわゆる参画型であり効果的につながる。

- **日本の経験事例の海外展開による国際協力**

日本の成果物、経験、方法論をまとめて翻訳した上で、インドネシア・タイ・ベトナムなどの生物多様性の戦略の枠組みや関連法令・制度や普及啓発の枠組みがない途上国へ提供することで、戦略立案と効果的な実行といったソフトウェア面での国際協力を行うことができる。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

【構成要素】

以下を含む、「みんなの、生物多様性戦略ポータルサイト」をインターネット上に構築。

1．参加型の「みんなの、生物多様性戦略：市民版」サイト

誰でも参加できるオープンプロジェクトとして、Wikiサイトを立ち上げる。

インターネット上に「生物多様性国家戦略2010（あるいは、第4次国家戦略の政府素案）」を最初のたたき台として掲載し、この戦略案を、常時これを自由に改変できる場を提供する。

WikiPediaのように誰でも参加が可能であり、参加者は、戦略案を理由やコメントをつけて、ブラッシュアップしてゆくことができる。論争や矛盾、根拠不足は管理者がタグ表記で指摘を行ったり、利用者同士が指摘しあいながら、練り上げる。

2．行動計画のコミットメントを行えるソーシャルネットワークのグループ

戦略に対してコミットメントを行う場を提供する。

Facebookなどの無料のソーシャルネットワーク上でアプリケーションを開設し、政府、自治体・企業、市民・NPOのマルチステークホルダーが、生物多様性国家戦略へのコミットメントである「みんなの生物多様性行動宣言」を登録する。自らの宣言の際に、「環境改善行動のMRV指標」を考案し（あるいは他者が設定したMRV指標を利用して）、宣言した活動の進捗管理に利用することで、それぞれの活動の進捗・達成が相互に可視化されることで、結果としての生物多様性保全の進捗を一覧化することができる。

この宣言は、「愛知目標」や「第4次国家戦略市民版」に関連づけて、具体的なアクションと地域・スケジュール、協働への呼びかけなどの情報を伴って登録することもできる。

3．戦略立案の手引き・行動計画のひな形 ライブラリ

あるべき戦略の「手引き」と、行動計画を作成するための「ひな形」とを提供する。

手引きとして「愛知目標」や「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）国家政策者編（D1）、自治体担当者編（D2）」を提供する。また、国内の「生態系サービスホットスポット」（生態系サービスを提供する重要な場所）、また我が国の経済における「バーチャル生態系サービス（仮称）」（海外から輸入している産業・商品・サービスが消費している生態系サービスの総量）の情報提供を（可能な範囲で）提供する。ひな形として国内外の事例を提供する。

ライブラリは自主追加および参加者からのフィードバックや評価を可能とする。

【実施の流れ】

Step 1．【開設】上記、構成要素の開設

「みんなの生物多様性戦略ポータルサイト」制作委員会の有識者レビューを経て、リリース。

Step 2．【利用】市民版の国家戦略と行動計画を、マルチステークホルダー（実名）で書き込む公共メディア、一般メディア、NGOを通して、参加の呼びかけを行う。

Step 3．【活動登録】環境改善行動のコミットメントとMRVの提案と適用

登録行動計画数に目標を設定し、広く参加を呼びかけ、なるべく多くのコミットメントを集める。

Step 4．【運用】利用促進と進捗管理

広報による利用促進と、進捗管理を行い、コンテンツの活用・メンテナンスを行う。

Step 5．【応用】同じ枠組みの適用政策の拡張

以下、【応用】記載の政策への拡張と展開を検討する。

【応用】 以下は、同一のツールで、内容の準備の相違で同様の効果を挙げることができる。

上記で効果を確認後、展開することが望まれる。

応用 1．各自治体版「生物多様性地域戦略立案（市民版）」・行動計画立案への適用

自治体単位で「みんなの、生物多様性地域戦略：市民版」のサイトを立ち上げることもできる。国家戦略同様に地方自治体の生物多様性地域戦略立案に利用し、同様の効果を得ることが期待できる。

応用 2．生物多様性に関わる法制度の再整備レビューへの提供

「愛知戦略・目標 3（生物多様性政策・事業の見直し）」に対する方法論として応用する。すなわち、生物多様性に正と負の影響を与えうる法律と事業の目録を作成し、生物多様性保全に矛盾する法律や公共事業などのレビューやリストアップの実施、生物多様性版事業仕分けを、実施する。

応用 3．国際協力（海外における戦略・行動計画立案）への適用

上記、日本の成果物、経験、方法論をまとめて現地語に翻訳した上で、インドネシア・タイ・ベトナムなどの生物多様性の戦略の枠組みや関連法令・制度や普及啓発の枠組みがない開発途上国へ提供する。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

主体 /

「みんなの生物多様性戦略ポータルサイト」制作委員会（仮称）

環境省、NGO有志、大学有識者、情報システム・サイトデザイン外部委託業者（別途調達）

事務局：「グリーンエコノミー・フォーラム」

（生物多様性条約市民ネットワーク 生態系と生物多様性の経済学作業部会）

主な役割：企画および運用（Step1およびStep4およびStep5）

提携 /

市民セクター：IUCN日本委員会 / 国連生物多様性の10年ネットワーク（仮称）及び、所属NGO

〔生物多様性条約市民ネットワーク（後継団体）主に 普及啓発機能の作業部会〕（予定）

企業セクター：経団連 民間参画イニシアチブ（予定）

メディア：（別途、協力依頼）

例：ECO JAPAN（日経エコロジー）、エコプロダクツ展（日本経済新聞社）等

主な役割：マルチステークホルダーでの参加呼びかけ（Step2およびStep3）

協力 /

環境省での生物多様性推進チームおよび関連有識者懇談会

主な役割：政策反映（Step2およびStep5（応用2））

自治体

主な役割：政策反映（Step5（応用1））

外務省および国際協力関連団体

主な役割：政策反映（Step5（応用3））

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

本政策は、市民力とインターネットを活用する為、応用範囲が広く、かつ、場所と知恵にかか
る費用を最低レベルまで抑制が可能である為、投資対効果が相対的に高い。

1. 参加者（NGO・企業 等）

CEPA（普及啓発）効果： 自宅でいつでもじっくり考えることができる。頭と手を動かし、国家戦略を
考えることが最も効果の高いアクションラーニングである。このコンテンツそのものが、国・地方自治体
を超えて、生物多様性の視点から効果的な「戦略策定」「行動計画」について学ぶ機会となる。

出会い効果： 土地（距離）を超えて出会いがある。行動計画へのコミットメントを可視化すること
を通して、生物多様性の行動計画の担い手として明確になり、活動への協働パートナーの発見につながる。

2. 国・自治体の施策として

高い参画： ボトムアップからの提案力・自発的行動力の可視化ができる。戦略立案およびパブ
リックコメントと並行して、このプロセスを提供することで、生物多様性が多面的に検討され、より多く
の参加者の視点から検討することができる。また、関係者間の意見の相違が可視化される。

地域協働推進効果： 「生物多様性保全活動促進法」の具体的な推進の展開と並行して、自治体におい
ては、住民参加型の協働の、進捗管理に活用することができる。自らが戦略立案に参加・行動計画にコミ
ットメントした経験をもつことで、参画意志と関心が高まる。

3. 国際協力施策として

日時場所をとらないで済む方法のため、国境を越えて、アドバイスが可能になる。また、この方法はど
の言語でも実施提供が可能であるため、途上国にとっては、利用しやすいローテクかつ安価な新しい、参
加型の戦略策定のあり方といえる。

議長国としての「愛知ターゲットの推進」におけるリーダーシップのひとつの事例となる。

生物多様性条約COP11への事例のひとつとしてサイドイベントなどで紹介することができる。

その他・特記事項

・本政策提言は、自然保護連合 日本委員会主催の、「愛知目標達成戦略ワークショップ(2011/1/29-30)
」の社会政策検討ワーキンググループの成果物をベースに、CBD市民ネット TEEB作業部会にて、加筆・検
討を加えて提出されたものである。

団体・組織の概要

太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人アースデイ・エブリデイ		
代表者	服部 徹	担当者	服部 徹
所在地	〒270-1154 千葉県我孫子市白山 1-1-26-302 TEL:04 - 7185 - 4552 FAX:04 - 7185 - 4552 E-mail: hattori@happy.biglobe.ne.jp		
設立の経緯 /沿革	<p>地球の毎日を持続可能にする、アースデイな日々をもたらす目的で、愛・地球博（愛知万博）がきっかけとなって、2003年11月22日、発足。</p> <p>2004年秋には東京都に特定非営利活動法人（NPO法人）設立を申請し、認証を得て、2005年4月22日に登記。</p> <p>市民ニュースサイトの運営や、環境ビジネスウィメン事務局、環境ビジネスプランコンテストの企画などを推進。</p> <p>生物多様性条約COP10（地球いきもの会議）を迎える為、2008年より、生物多様性事業に注力を開始し、生物多様性条約市民ネットワークに参画、CEPA、グリーンエコミ-分野で活動を行う。</p>		
団体の目的 /事業概要	<p>「自然と共生する社会を」キーワードに、持続可能な経済社会づくりのコンサルティングやアドバイザー及び、実践活動を行う。現在は、次の2事業が中心。</p> <p>グリーンエコノミー・コンサルティングアドバイザー事業 環境政策、持続可能社会作りのアドバイザー・ワークショップ開催 CEPA事業</p> <p>主に、生物多様性分野での環境教育・里山保全活動。</p> <p>なお、副次的であるが、NPOのプロジェクトを通じた、人材育成・能力伸張・機会提供も、事業目的のひとつである。</p> <p>会員の多くは、社会人であり、公共性の高い事業に挑戦したい場合、あるいは、自らの新しい経験と出会いの場として活動する。</p>		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	<p>【環境と経済の好循環】</p> <p>2005年、愛知万博の際に、環境ビジネスプランコンテストを開催、 2006-07年ECO JAPAN CUPという形で再設計し創設、毎年環境省等の参加する総合コンテストに発展。</p> <p>2008年 環境報告書DB管理（環境省）、 2009年 エコエール研究会への参画（名古屋大）、 環境大学院の教材開発（東北大学）</p> <p>2010年 【自然と共生する社会づくり】 2007年度より「いきもの意識しらべ」と言う形で、生活者および企業にインターネットアンケートを行い、意識変化や仮説づけを確認して、普及啓発活動を展開する。また、南関東圏をフィールドに、生物多様性の環境教育および基礎調査を行う。</p> <p>2008年 生物多様性アカデミー事業（千葉県） 2009年 利根運河外来生物マップ事業（千葉県） 2010年 東京都相原緑地の里山保全（地球環境基金）を実施。 2009年～ 生物多様性条約市民ネットワーク、普及啓発作業部会の事務局を担当。</p>		
ホームページ	http://earthday365.net/		
設立年月	2003年 5月	*認証年月日（法人団体のみ）	2005年 4月 22日
資本金/基本財産 (企業・財団)	円	活動事業費/ 売上高(H20)	4,900,000円
組織	<p>スタッフ/職員数 2名（内専従 0名）</p> <p>個人会員 10名 ; 法人会員 0名 ; その他会員（賛助会員等） 0名</p>		

政策のテーマ 生物多様性情報社会資本整備事業(グリーン・インフラストラクチャー)

政策の分野

- ・ 自然環境の保全
- ・ 社会経済のグリーン化

政策の手段

- ・ 調査研究、技術開発、技術革新
- ・ 情報管理、情報の開示と提供
- ・ 国際環境協力

団体名：特定非営利活動法人アースデイ・エブリデイ

担当者名：服部 徹

キーワード	生物多様性	グリーンエコミ	グリーン・インフラストラクチャー	スマートシティ	情報基盤
-------	-------	---------	------------------	---------	------

政策の目的

共通社会資本である生物多様性に関する情報と経済社会の需要情報を横断的に一元管理する。

- ・ 自然との共生社会構築を目的とする **Green Economy の実施施策**として。
 - ・ 開発途上国では経済成長と生物多様性保全の両立を図り、先進国では自然再生を図る。
 - ・ 特に、生物多様性条約 COP10 で決まった「愛知目標 19」を達成する(その他特記事項)。

背景および現状の問題点

【背景】 生活基盤を守り、暮らしを豊かにする緑の国富(イウェルズ)として、生物多様性は重要性が注目されている。COP10にて「愛知目標」が定まり、「生態系と生物多様性の経済学」が提供され、また IPBES(生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)が設立されて、世界標準的な管理の考え方が整理されつつある。欧米では「グリーン・インフラストラクチャー」と呼ばれる生態系ネットワークやその機能への公共投資も始まっている。生物多様性を公共財として積極的に管理する機運が熟しつつある。

【現状の問題点】しかし、生物多様性を主流化するために、頭で理解するのは容易であっても、行動へ移すことが難しい。その原因のひとつが、必要な情報が足りなく、具体的に何をすべきか、分からないと言われる。行動につながる情報を提供するには、実体を把握し、変動性のある自然環境にまつわる多様なデータを、統合的に分析・活用する必要がある。しかし、各省庁や自治体・自然科学・社会科学・経済の各情報は、それぞれ別個に管理され、横断的なデータベースが構築されていない。

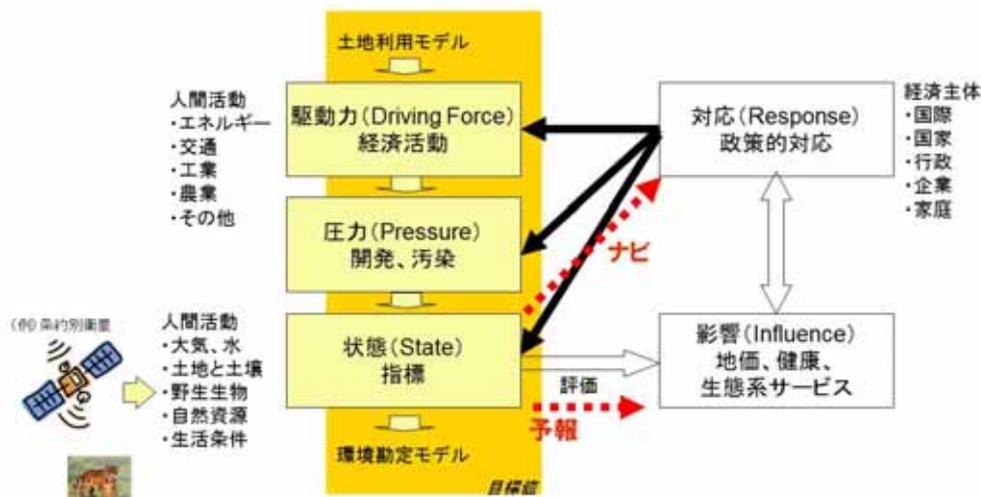
政策の概要

情報システムへの要請： 使える情報を体系的に提供する。

自然と共生社会構築を実現できる社会になるために現在、欠落している、情報のバリューチェーン(取得・加工・管理・流通・運用)システムへの社会資本投資を行う。

生物多様性管理のための包括的な情報システムが不可欠

- モニタリングと経済・社会データの統合による、一気通貫ソリューション
- 予報情報、ナビゲーション情報を提供し、データから行動へ変換する。



政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

1. 生物多様性情報戦略計画の策定事業（基礎調査）【初年度】

生態系の専門家、社会科学の有識者、NGO、情報技術の専門家などで

「グリーンインフォストラクチャー」検討委員会を設立。グランドデザインと構造を検討する。

・自然と共生できる社会における不可欠な情報環境とは何か？グランドデザインを検討。

どの種類のいかなるデータセットが必要であるか？

・必要な情報を、迅速に提供する情報のバリューチェーンを構想する。

国や地方自治体・企業・民間といった利用者視点でブレイクダウン。

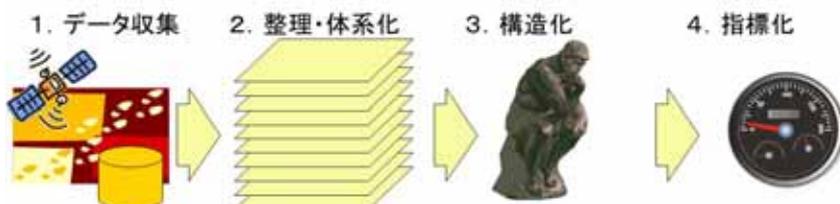
生態系サービスのマネジメントプロセスにどのように提供すべきかを検討する。

・情報技術の専門家との連携し、適切な情報管理構造を検討する。

たとえば、都市・地域（農村）・森林・自然地域などにおける生物多様性/生態系サービス

に関するデータを一元管理し、国・自治体・企業・市民それぞれの視点から帳票イメージへ

展開したり、行動につなげるインデックスへの加工の方法を検討する。



2. 情報環境（社会資本）の整備事業【2年目】

地理情報に従って、環境情報、特に、生物多様性（生態系サービスとその価値および要請される行動）に関する情報を提供できる仕組みを検討し、プロトタイプを作成する。

グローバル・ローカル双方の生物多様性の保全・管理を支える情報インフラ整備を行う。

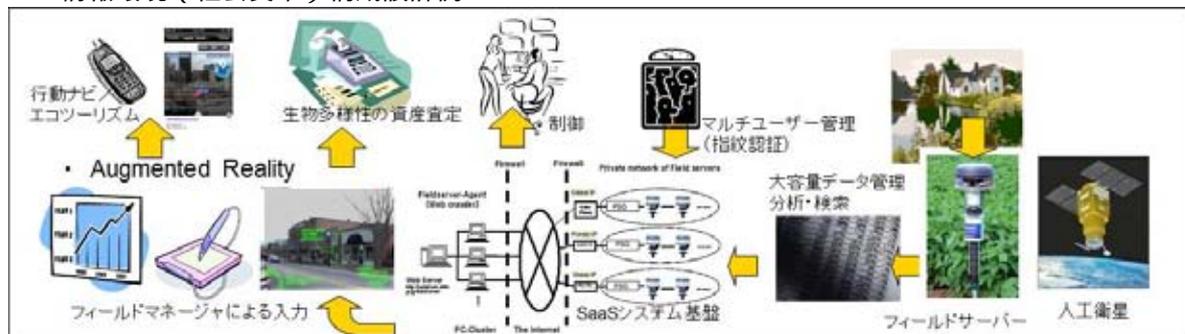
情報のプラットフォーム：生物多様性観測の衛星技術や、社会経済へ組込む情報システム連携

・日本の衛星を活用したモニタリング情報、GIS、GPSの整備を行う。

・土地の利用情報、人口、生態系サービスへの需要量などの利用側の情報の整備を行う。

・各土地ごとの生態系サービスへの需給のギャップを可視化する。

< 情報環境（社会資本）構成設計例 >



3. 生物多様性マネジメント「生物多様性・生態系サービスセンター」の展開事業【3年目】

・国内の特定都道府県を対象に、パイロット事業を展開。

愛知目標 2[見える化]を開発・構築の対象として、社会実証実験を行う。

自治体における土地管理と、企業におけるバリューチェーン管理における利用を想定。

国・自治体における生物多様性戦略遂行、企業における管理に活用できることを確認する。

・確認後、全国の主要地域に、「生物多様性・生態系サービスセンター」を展開する。

地域事務所あるいはEPOなどの拠点に生物多様性情報を活用できる人材を配置

自然と共生する社会を情報基盤面で支える、プロフェッショナル人材を養成する。

4. 情報システム基盤の開発途上国への提供による国際協力事業【4年目】

上記で整備した社会資本（環境情報整備）を開発途上国への提供を行う。

相手国言語による環境情報整備（相手国の政府、自治体、企業、国民への情報提供）支援

日本が優位を誇っている情報技術利活用の分野で、各国の土地等の情報基盤を整備。

合わせて、活用マネジメントを含む人材育成面においても支援を行い、国際貢献につなげる。

Knowledge Hub：生物多様性戦略や推進制度、保全実施能力や人材、教育・マニュアルなど
Rio+20で認められるGreen Economy 実施の国際施策への昇華

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

政策の実施主体

・「グリーンインフォストラクチャー」検討委員会

役割：要求仕様の検討。

検討委員メンバ：生態系・科学の有識者および、生物多様性関連情報技術専門家

例：東北大学、名古屋大学等の有識者、自治体や、NGOの有識者他（別途検討）

事務局：特定非営利活動法人アースデイ・エブリデイ

提携（一般企業が想定される為。採用後、確定）

・情報システム技術専門家（技術実装）

・入手可能な情報の洗い出しとデータフォーマット連携

・情報システムの要求仕様検討。

・経済社会情報、インベントリー情報等を統合して管理。

・ニーズに応じて情報が編集されて表記できる情報管理および情報開示の仕組みの基盤のデザイン。

協力主体（以下は、フェーズに展開に従い、適宜呼びかけ範囲を広げる）

1．科学データ：J-BON、AP-BON、GEO-BON他（予定）

2．政策関連データ：国土交通省の各種地理・地図情報、文部科学省の地球観測拠点、内閣府の各種経済データ、各種環境アセスメントデータ、環境省の生物多様性情報システム、アンケートデータなどを統合する

3．データ利活用ヒアリング：各省庁、データ蓄積が進む千葉県などの自治体（予定）

生物多様性条約市民ネットワーク（2011年度以降の後続組織／主にグリーンコミ関連作業部会）

4．社会実証：各地域EPO拠点（予定）

官民、NGO、市民を含めたAll Japanで実施

5．国際連携

国際協力専門家：各セクターからの生物多様性情報を活用人材の配置。

国際機関等との緊密な連携の下で実施：国連機関、国際銀行等との協働実施も可能

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

1．分析・集計が早くなり、必要な情報が提供可能になる

生物多様性の科学的基礎情報と社会における生態系サービスの需要情報の統合管理され、

1．異なる立場からでも、必要な情報セットに速やかなアクセスを可能にする。

2．生物多様性と生態系サービスの需給ギャップと、関連する社会・経済情報が一式で提供される

3．マルチステークホルダーで現状を共有することで課題解決の協働に相乗的な効果が期待できる。

活用シーン・自治体が戦略立案や住民と合意形成を行う、・企業が商品に生物多様性の成分表示をしたりラベルを発行したりする、・投資判断を行ったり、・NGOが生物多様性の活動、監査や評価を行う、・学校が環境教育を行うなどの際に、活用する。

2．国連地球いきもの会議 COP10で決まった、愛知目標の達成へ向けた国際協力が可能になる。

主に、愛知目標19：「2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。」に、貢献し、愛知目標2：「遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。」を補助する。

日本国内の実績を元に、同一のシステムインフラを開発途上国へ提供することで、途上国の生物多様性マネジメント力を飛躍的に高め、生物多様性保全・貧困解消へ貢献することができる。

3．緑の雇用および産業競争力への貢献

今後、成長が期待される生物多様性保全型都市（緑のスマートシティ）の分野において、以下のとおり日本が競争力の高い産業能力（擦り合わせ技術）や生態学の研究力を活かして、国際競争優位性の構築につなげられる。また、国内・開発途上国における当該領域の人材育成と新しい雇用の確保につながる。

1．【技術優位・標準化】本政策で得られた新しい技術・マネジメント方式について、国際特許を獲得したり、ISOに提案することを通して、国際標準を獲得する。

2．【領域活性化】関心は高いものの職の需要が少なかった生態系研究者の雇用を大幅に促進するため、当分野の研究の活性化と、社会実証に伴う領域横断研究の促進でイノベーション活性化につなげる。

その他・特記事項

特になし。